

兵庫県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の改訂について（案）

1 計画の目的

平成 13 年 6 月に制定された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「特別措置法」という。）第 7 条の規定に基づき策定するものであり、兵庫県内のポリ塩化ビフェニル（以下、「PCB」という。）廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進し、生活環境の保全と県民の健康保護を図る。

2 PCB 廃棄物処理の経緯

- 平成 13 年 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」制定
- 平成 16 年 中間貯蔵・環境安全事業(株) (JESCO) による PCB 処理開始
(北九州：H16～、豊田・東京：H17～、大阪：H18～、北海道：H20～)
- 平成 18 年 「兵庫県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」策定
- 平成 21 年 廃棄物処理法改正（無害化処理認定制度の対象に微量 PCB 廃棄物を追加）
- 平成 24 年 PCB 特措法施行令改正（処理期限の延期）
- 平成 26 年 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画改訂

3 兵庫県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（現行）の概要

（1）基本方針

- ①県内に保管されている PCB 廃棄物を平成 28 年 7 月までに処分
- ②高圧トランス・高圧コンデンサ・廃 PCB 及び PCB を含む廃油について、事業者が自社処理するものを除き、JESCO 大阪 PCB 廃棄物処理事業において処理
- ③柱上トランスに係る PCB については、電力会社の処理施設で処理
- ④上記②及び③以外については、今後 JESCO が整備する拠点的広域処理施設において処理

（2）適正処理の推進に必要な事項

- ①保管事業者及び収集運搬業者への指導
- ②関係地方公共団体との連携
- ③PCB 廃棄物の処理に係る情報の収集、必要な知識の普及等

4 本県における PCB 廃棄物処理の状況

（平成 25 年 3 月現在）

	兵庫県（保健所設置含む）			【参考】全国の保管量
	保管量	使用量	処分量見込	
高圧トランス	1,959 台	482 台	2,141 台	29,538 台
高圧コンデンサ	12,301 台	364 台	12,665 台	183,458 台
廃 PCB	6,291 kg	379 kg	6,607 kg	457,231 kg
PCB を含む廃油	499,737 kg	3,500 kg	503,237 kg	60,454,561 kg
低圧トランス	425 台	376 台	801 台	35,164 台
低圧コンデンサ	35,424 台	188 台	35,612 台	1,674,776 台
安定器	194,034 台	6,077 台	200,111 台	5,810,262 台
感圧複写紙	23,816 kg	0 kg	23,816 kg	673,806 kg
ウエス	50,949 kg	0 kg	50,949 kg	530,761 kg
汚泥	1,407,261 kg	0 kg	1,407,261 kg	5,049,839 kg

5 PCB 廃棄物処理基本計画の改訂（H26.12）【本県に関するもの】

（1）JESCO を活用した拠点的広域処理施設による処理体制の整備

- ・大阪処理事業所における処理期限の変更（平成 34 年 3 月 31 日期限）
- ・安定器等・汚染物の北九州処理事業所における処理（平成 34 年 3 月 31 日期限）

（2）都道府県市の取組

- ・事業者に対する使用製品の保有状況の確認、事業者団体等を通じた情報収集
- ・未処理事業者への指導、拠点的広域処理施設への搬入時期等の協議・調整

6 兵庫県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の改訂の方針（案）

（1）基本方針

- ①本県に保管されている高濃度 PCB 廃棄物及び現在使用中で今後発生が見込まれる全ての高濃度 PCB 廃棄物について、JESCO の各 PCB 処理事業所において計画的処理完了期限内に処分（下表のとおり）

処理対象物	施設名称	計画的処理完了期限
高圧トランス・高圧コンデンサ類 廃 PCB ・ PCB を含む廃油 安定器等・汚染物 （小型電気機器の一部に限る）	大阪 PCB 処理事業所	平成 34 年 3 月 31 日
安定器等・汚染物 （上記以外）	北九州 PCB 処理事業所	平成 34 年 3 月 31 日
ポリプロピレン（PP）等を使用したコンデンサの一部	豊田 PCB 処理事業所	平成 35 年 3 月 31 日

- ②本県に保管されている低濃度 PCB 廃棄物及び現在使用中で平成 39 年 3 月までに発生が見込まれる全ての低濃度 PCB 廃棄物を、PCB 特措法施行令で定める平成 39 年 3 月までに処分
- ③国の「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」に基づく安全で効率的な収集運搬体制の構築

（2）PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

① 監視・指導等

- ・PCB 廃棄物保管事業者への指導
- ・経産省中部近畿産業保安監督部・中国四国産業保安監督部と連携した使用事業者の把握
- ・掘り起こしによる未届け事業者の把握、使用事業者への早期かつ計画的な使用停止、処分期限内の処分義務について指導

② 関係地方公共団体との連携

- ・近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会や広域調整協議会等での協議・調整等

③ 県民、事業者及び PCB 製造者等の理解を深めるための方策

- ・保管事業者の PCB 廃棄物の保管及び処分の状況に関する情報の整理及び情報公開
- ・県ホームページへの専用サイトの開設
- ・パンフレットの作成等での情報提供による県民の理解向上